○国土交通省告示第千三百五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二の二第一項の規定に基づき、地上部分の層間変形角を百五十分の一以内とすることを要しない建築物を次のように定める。

令和八年十一月十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

地上部分の層間変形角を百五十分の一以内とすることを要しない建築物を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の二の二第一項の国土交通大臣が定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で次のいずれかに該当するもの

イ　令第百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第一項第二号に掲げる構造方法を用いるもの

ロ　令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合し、かつ、令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第三号に掲げる構造方法を用いるもの

二　地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下の建築物のうち令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合するもので令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第一号に掲げる

構造方法を用いるもの（防火地域内にあるものを除く。）

三　延べ面積が五十平方メートル以内の平家建ての附属建築物のうち令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第二号に掲げる構造方法を用いるもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。